誓約書

ニセコ町より補助金の交付を受けるに当たり、下記の事項について誓約します。

1. 対象機器は、未使用品であること。（中古品及びリユース品は対象外とする。）
2. 対象機器は、性能が保証され、設置サポート等がメーカー等によって確保されていること。
3. 対象機器は、各種法令に順守した設備であること。
4. 設置した対象機器をニセコ町外に移さないこと。
5. 設置者がニセコ町税を滞納しないこと。また、ニセコ町以外の者は現に住所を有する市町村税を滞納しないこと。
6. 自己が所有しない住宅、事務所等に対象機器を設置し、当該住宅・事務所等の所有者及び補助対象者が変更される際は町長に報告すること。
7. 再エネ特措法に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP制度の認定を取得しないこと。
8. 第三者所有型である電力購入契約（PPA)又はリース契約をしないこと。
9. 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
10. 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
11. 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
12. 防災、環境保全及び景観保全を考慮し、交付対象設備の設計を行うよう努めること。
13. 20kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称、代表者氏名、住所及び連絡先電話番号、保守点検責任者の名称、氏名、住所及び連絡先電話番号、運転開始年月日並びに本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
14. 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査及び報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書やしゅん工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
15. 対象機器の支払い又は設置完了から30日以内（廃止の承認を受けたときを含む。）、又は当該年度２月10日(土日祝日にあたる場合はその前日)のいずれか早い日までに必要書類を町長に提出すること。
16. 対象機器は、法定耐用年数を経過するまで、この補助金交付の目的に反した使用、売却、譲渡、交換、廃棄、貸付け又は担保に供しないこと。ただし、災害等の自己の責めに帰さない事由で対象機器を処分する場合等、あらかじめ町長の承認を得た場合はこの限りでない。
17. 対象機器の法定耐用年数を経過するまでの間、本補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について　　J－クレジット制度等への登録をしないこと。
18. 一般住宅は30％以上、事業所等が50％以上の自家消費率を敷地内で自ら消費すること。このため、環境省への実績値の報告等を目的として、法定耐用年数を経過するまでの間、発電量等の把握に関し、町にデータ等の提供をすること。また、今後町が発電量等の計測機器及び通信機器一式を設置する際は、これを認めること。
19. 対象機器は、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。（※設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。）
20. 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
21. 関係法令及び条例の規定に従い、対象機器を処分すること。
22. 10kW以上の太陽光発電設備の解体、撤去等にかかる費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立て等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立て等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄又はリサイクルを実施すること。
23. 10kW未満の太陽光発電設備の場合は、「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電事業者）」（資源エネルギー庁）第２章第５節で述べられているとおり、必要な経費を見込んだ事業計画を策定するように努めつつ、適切な廃棄又はリサイクルを実施すること。
24. 蓄電池については、必要な経費を見込んだ事業計画を策定するように努めること。使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること、又は蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池分の添付書類に明記されており、これらに準じた適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
25. 新築戸建て住宅については、ZEHロードマップにおける「ZEH」の定義を満たしており、省エネルギー性能表示にて、「ZEH+」であることを示す証書を取得すること。
26. 新築戸建て住宅の設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から25％以上削減されていること。また、住宅の外皮性能は、ニセコスタンダード住宅の基準のUA値0.28以下であること。
27. EV自動車（カーシェア）については、車両の走行による想定年間消費電力量をまかなうことができる再エネ発電設備と接続して、充電を行うものであること。ただし再エネ発電設備を設置できない場合、又は想定年間消費電力量に対して設備容量が不足する場合については、その不足分について再エネ電力証書の購入又は再エネ電力メニューからの調達を行うこと。
28. 個人においては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者でないこと。事業者においては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員が事業者内にいないこと。また暴力団、及び暴力団員と取引、契約、借金、部屋の賃貸など行っていないこと。
29. その他、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和６年３月１日環政計発第2403011号。）別紙２の２（２）ア（ア）、(イ)、(カ)、エ（ツ）、（ヌ）及びオ（ハ）に定める交付要件を満たすこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 年 　 月 　日　 | 署名 |